

いじめ防止基本方針

1 基本方針

本校では、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであることに鑑み、生徒の尊厳を保持するため、また、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、教職員、生徒等から幅広く意見を聴取して、以下の取組を行う。学校はこの基本方針をホームページで公表すると共に生徒の実態に応じ見直すものとする。

2 定義

この方針において「いじめ」とは、「いじめ防止対策推進法」第2条の定義によるものであり、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 校内防止対策組織

本校におけるいじめの防止等のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。組織の構成は次のとおりとする。

(1) 全構成員

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当教員、保健厚生部長、教育相談推進委員会、学年主任、養護教諭

必要に応じて、生徒会の代表、保護者の代表、警察、学校医とする。

(2) 日常的業務における協議

教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談推進委員会、保健厚生部長、養護教諭

(3) いじめの疑いに係る事案発生時の緊急会議等

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当教員、保健厚生部長、関係学年主任、担任、関係学年の職員

その他必要に応じて、教育相談推進委員会、養護教諭、部活動顧問等

(4) 重大事案の場合

県教育委員会と連携して、スクールカウンセラー及びスーパーバイザー等を要請する。

4 未然防止の取組

いじめは、過度の競争意識等によってストレスを高める等によっても誘発し、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。わかる授業を展開し自己有用感を高めるとともに、集会やホームルームをとおして、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許さない」雰囲気为学校全体に醸成するとともに、「アンケート」を定期的実施する。年度毎にいじめに関する調査や分析を行い、これに基づいた対応をし、評価する。

(1) 道徳教育・人権教育の推進

ア 道徳教育・人権教育の推進を図り、「自己を大切に他人を思いやる心」・「互いの人格を尊重しあえる態度」の育成に努める。

- イ 「いのちを大切にするキャンペーン」・「いじめゼロ宣言」などで、生徒の「いじめ撲滅」の自発的活動や取組を支援し、『話す勇気』・『止める勇気』の醸成を図る。
- ウ インターネットや携帯電話を利用したネットいじめへの対応として、情報モラルやサイバー犯罪等の講演会を実施する。
- エ 県学校ネットパトロール実施についての注意喚起を行う。
- オ いじめに限らず、暴力、暴言などを校内外から排除する指導を展開する。

(2) 職員研修会の実施

- ア 教育相談的手法の生徒指導研修会などを実施する。
- イ 教職員の不適切な認識・言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、体罰禁止を含めた不祥事防止研修会を実施する。
- ウ いじめに関する学校としての注意義務の確認について
 - ・ 一般的な安全注意義務
 - ・ いじめの本質を理解する義務
 - ・ 生徒の動静把握義務
 - ・ いじめの全容解明努力義務
 - ・ いじめの防止措置義務
 - ・ 保護者に対する報告・協議義務

5 早期発見の取組

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。緊急時には、組織的に対応して速やかに事実確認をするとともに、情報共有のための報告をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙1

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙2

(4) 相談体制の整備

- ・ 相談窓口の設置・周知・学校外の相談窓口の周知・面談の定期的実施

(5) 定期的調査の実施

- ・ アンケートの実施

(6) 情報の共有

- ・ 報告経路の明示・報告の徹底
- ・ 職員会議等での情報共有
- ・ 要配慮生徒の実態把握
- ・ 進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は、特別指導に関する内容を生徒・保護者に周知したり、懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

ア いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校では全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

イ いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

ウ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。

- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

ア 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

イ 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合。
- ・犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境状況把握

エ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめの定義

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

イ 情報教育の充実

「教科情報」における情報モラル教育の充実

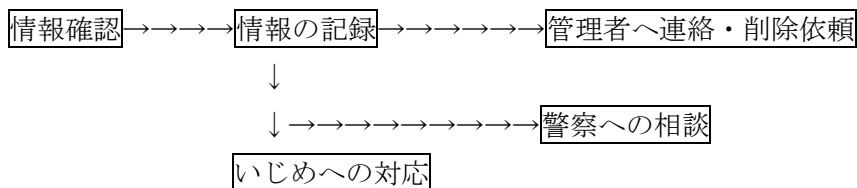
ウ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合
- イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
- ・年間30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

ア 学校内及び教育委員会への報告、連絡

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長

校長→学校安全保健課→教育長→知事

→指導課（二報以後の対応）

※順序を示しているが、緊急時には、臨機応変に対応する必要がある。

連絡先電話番号等を明記する。

一報後、改めて、文書により報告する。

イ 必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する。

ウ 学校いじめ対策組織の召集

エ 具体的な調査方法

オ 警察への通報など関係機関との連携

【別紙1】

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒のサインは自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝の SHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れて、期限におくれる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れたりしている。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめられている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

【別紙 2】

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン

嫌なあだ名が聞こえる。
席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
何か起こると特定の生徒の名前が出る。
筆記用具の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。
机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である^⑩。

サイン

学校や友人のことを話さなくなる。
友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
不審な電話やメールがあったりする。
遊ぶ友達が急に変わる。
部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
登校時刻になると体調不良を訴える。
食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。
成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
自転車がよくパンクする。
家庭の品物、金銭がなくなる。
大きな額の金銭を欲しがる。